
(仮称)再エネ条例について

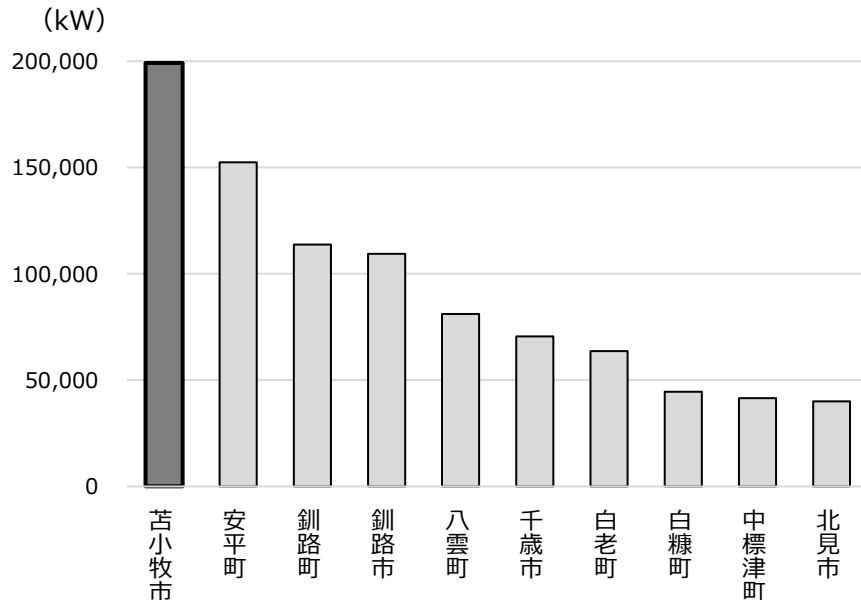
苫小牧市 環境衛生部
ゼロカーボン推進室



<制定の背景>

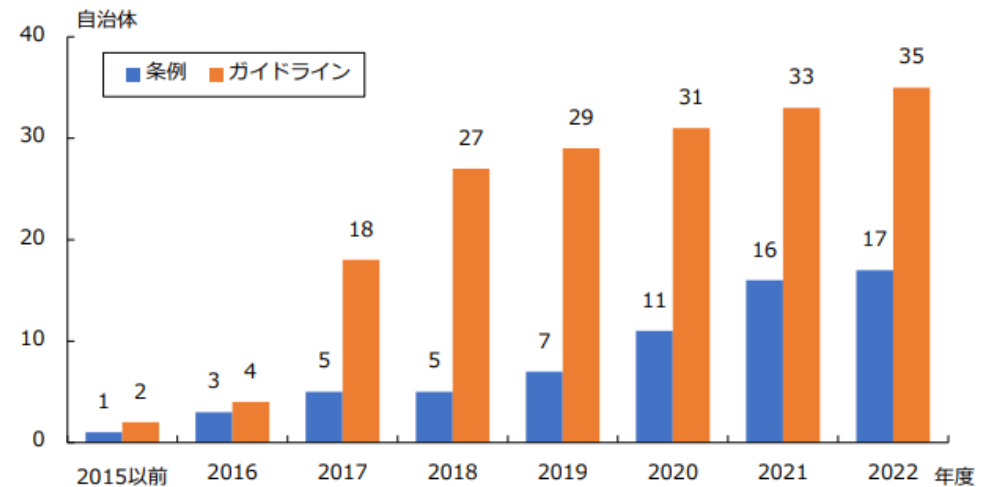
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(通称、FIT法)に基づき、2012年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度(以下、「FIT」という。)が開始されて以降、本市では太陽光を中心に再生可能エネルギー発電設備の導入が拡大しており、メガソーラーといった産業用太陽光発電(10kW以上)のポテンシャルが高く、FITの認定導入量が北海道内トップである。
- 一方で、本市においては、これまで再エネ発電事業者による大きなトラブルはなかったところだが、全国では再エネ発電事業者に関する地域トラブルが増えており、近年では、全国の自治体において、再エネの条例やガイドライン等の再エネ設備設置基準の制定が増加している。
- 本市においても、ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関する一定のルールを作ることで、豊かな自然環境及び市民の安全で安心な生活環境の保全と地球温暖化防止対策となる再生可能エネルギー発電事業推進の調和を図っていく必要がある。

道内での太陽光発電FIT新規認定導入量 TOP10 (2024年3月末時点)



出典：資源エネルギー庁再生可能エネルギー発電設備電子申請サイトより作成

北海道における関連条例・ガイドラインの制定自治体の推移 (2022年度時点)



出典：「北海道における再エネ条例等の制定状況」(北海道経産局、2023年1月)

- (仮称) 再エネ条例の制定に向けて、環境審議会の委員により構成された令和6年度 環境審議会部会を設置した。
- 部会では条例素案を基に詳細な議論を行い、委員から様々なご意見等を頂きながら条例の方向性を確認した。

<構成委員>

苫小牧工業高等専門学校 八田委員 (会長)、苫小牧市町内会連合会 岩田委員、公益財団法人日本野鳥の会 山口委員、苫小牧商工会議所 芹澤委員、北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支社 菊地委員

(オブザーバー)

総合政策部まちづくり推進課長、環境衛生部環境生活課長、産業経済部港湾・企業振興課長

(事務局)

環境衛生部ゼロカーボン推進室

<開催内容>

第1回	日時： 令和6年7月16日(火) 内容： 部会の全体スケジュール、(仮称)再エネ委条例の素案について
第2回	日時： 令和6年10月3日(木) (書面開催) 内容： (仮称)再エネ委条例の素案について、答申案について

【条例名称】 (案) 苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

①目的	脱炭素社会の実現に向けて、苫小牧市の行政区域内における再生可能エネルギー発電設備（以下、「発電設備」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、豊かな自然環境及び市民の安全で安心な生活環境の保全と地球温暖化防止対策となる再生可能エネルギー発電事業推進の調和を図ることを目的とする。
②定義	各種用語の定義付けを示す。
③対象施設	太陽光発電施設及び風力発電施設とする。 ⑤禁止区域から⑩報告の徴収までは発電設備の出力合計が10kW以上のものとする。
④責務及び協力	苫小牧市、市民、土地所有者の責務、市民の協力を示す。
⑤禁止区域	法令等による規制等から発電設備の設置を禁止する区域を設ける。（例）苫小牧市自然環境保全地区
⑥事前協議	発電設備の設置前に市と事前協議を行うことを義務付ける。
⑦周辺関係者への説明	施設の設置前に周辺住民等への説明会等の開催を義務付ける。また、事業者は、周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならないとする。
⑧届出	事業計画、工事完了届、事業継承、廃止届の提出を義務付ける。
⑨維持管理	発電設備の稼働状況、保守点検その他維持管理の実施状況を市長に報告することを義務付ける。
⑩報告徴収	市長権限で報告又は資料の提出を求めることができる。
⑪立入調査	市長権限で立入調査することができる。
⑫指導、助言及び勧告	市長権限で事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。
⑬命令	事業者が⑫勧告に従わない場合に、市長権限で事業の中止を命じることができる。
⑭公表	⑬命令をしたときに、市長権限で事業者名や命令内容等を公表することができる。 公表を行う場合には、あらかじめ事業者に弁明の機会を与える。
⑮委任	施行に関し必要な事項は、規則で定めることを示す。

①事前協議の段階で市からいくら意見を述べても、意見を聞き可能な範囲での対応しかなされず、影響が軽減されない事例は少なくないので、事業に対する専門家意見を市にも報告することを求め、市側でも意見を元に検討して指導等ができるようにしてほしい。

→運用の中で、事業者が、専門家である日本野鳥の会様や北大の先崎先生にご相談した結果を報告させるような仕組み作りを検討していく。(日本野鳥の会様、先崎先生は、本条例の基礎資料となる苫小牧市再生可能エネルギー適正導入支援マップ策定時に協議会委員としてご参加いただいた経緯があり、希少鳥類の繁殖地情報などを非公表版マップとして提供いただいた。)

②例えば禁止区域で建てたい等、違反している事業者へ条例でどこまでストップをかけられるのか。

→基本的には、事業が開始される前に事前協議を義務付けており、市も事業について把握できると考えており、例えば、禁止区域に建てたい、周りとの調和が取れていないなどがあれば市から助言・指導ができる。また、助言・指導・勧告の手続きを踏んだ後に、勧告に従わなかった場合には、命令という形で、事業者に対して工事の中止・停止や発電設備の除去、事業区域の原状回復等、必要な措置を命ずることができるとしており、一定程度の抑止力があると考えている。

③維持管理の一環として環境影響評価の事後調査を義務付け、必要な場合には市から事業者に改善を指示できるようにすべきではないか。

→運用の中で、発電設備及び事業区域内の状況が確認できる写真を毎年度提出するよう求めることに加え、事業によって状況も違うことから個別対応できるよう施行規則の中で「その他」欄を設けて記載を求めることができるよう検討する。また、維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるときには勧告の対象とする。このため、事業者負担の増加になることから、事後調査を義務付けることまではしないことをご理解願いたい。

④市民には本条例の目的・内容が分かりやすく伝わるような工夫と、事業者にとっては今後の再エネ導入を妨げるものではないことがしっかりと伝わるような展開をお願いしたい。

→市民に対して本条例の目的である再エネの推進と自然環境等と調和が目的であること、その内容がわかりやすく伝わるように工夫していきたいと考えている。また、本条例が事業者の経済活動に負担とならないように、他法令等の規定を受けて用意した書類等の活用が図れないかなど、少しでも事業者の負担軽減に繋がるように配慮したいと考えている。加えて、事業者にとっては、本条例に基づいた手続きを行うことで、安全性の確保や自然環境等への配慮が図られていることなどについて担保されるなどメリットが見込まれるような運用も検討していく。

(仮称) 再エネ条例の策定について、妥当なものであると認める。なお、答申に際して以下のとおり意見を申し添える。

1. この条例は、苫小牧市のゼロカーボンシティの実現に向けて、豊かな自然環境及び市民の安全で安心な生活環境の保全と地球温暖化防止対策となる再生可能エネルギー発電事業推進の調和を図ることを目的とすること。
2. この条例の対象となる再生可能エネルギー発電事業は、市内においても導入が拡大している太陽光発電事業、及び自然環境等に影響が大きいと見込まれる風力発電事業とすること。
3. 災害の防止、自然環境等の保全又は地域と共生した再生可能エネルギー発電事業の実施を図るために、事業区域に含めてはいけない区域を設定すること。
4. 再生可能エネルギー発電設備の設置や管理等に関する必要な事項を定める当たり、条例の目的を果たすために実効性のある制度設計とすること。

<今後の条例制定に向けたスケジュール>

令和6年11月	環境審議会からの答申 総合開発特別委員会への報告
12月	パブリックコメントの実施
令和7年2月	市議会へ条例案の提出